

国土交通省直轄土木工事における法定福利費の確保について

- ◆国土交通省では建設業の社会保険の加入徹底に向けた対策を検討しており、関係業界団体・労働者団体等で構成する検討会において、法定福利費については、「発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを周知徹底するとともに、個別の請負契約の当事者間において見積等から適正に考慮するよう徹底する」とこととされた（平成24年2月「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」取りまとめ）。
- ◆国土交通省直轄土木工事における現在の積算では、実態調査による法定福利費の支払額に基づき現場管理費の一部として計上されているが、本来事業者が負担すべき法定福利費（事業主負担分）の額について、予定価格に適切に反映できるように現場管理費率式の見直しを実施。（国土交通省土木工事標準積算基準書）

見直しの結果

	現場管理費に占める法定福利費の割合		予定価格への影響
	見直し前	見直し後	
21工事区分平均	18.75%	22.07%	0.80%

※予定価格への影響は、各工種区分毎の平均工事価格（直接工事費）で算出。

- ◆見直し後の現場管理費率の適用は、平成24年4月1日以降入札する工事から適用する。